民進党	支部の数	五一七	五一六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五一七	五一六
自由党	支部の数	四四	四三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四	四三
自由民主党	所属国会議員〔所属国会議員でなくなった〕氏名	一三四	一三三
		白石　徹	
日本維新の会	支部の数	一三四	一三三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三四	一三三

〔届出年月日　平成二十九年二月二十八日〕

〔届出年月日　平成二十九年三月七日〕

平成二十九年三月十七日

〔届出年月日　平成二十九年三月二十四日〕

○総務省告示第百八十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年七月二十六日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月三十日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項	旧	新
自由民主党	支部の数	七六二一	七六二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二一	七六二〇

〔届出年月日　平成二十九年四月六日〕

○総務省告示第百八十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十五年総務省告示第三百六十七号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年五月三十日

総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党滋賀県第三選挙区支部の項4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	
人件費	5,794,936
光熱水費	1,258,190
備品・消耗品費	74,787
事務所費	869,321
政治活動費	3,592,638
組織活動費	11,705,064
選挙関係費	141,240
機関紙誌の発行その他の事業費	7,000,000
機関紙誌の発行事業費	4,563,824
宣伝事業費	93,990
合計	4,469,834
	17,500,000
同項5中	
「一件五万円未満の計	462,066
合計	882,896
」を「一件五万円未満の計	448,491
合計	869,321
」に、「一件五万円未満の計	83,455
合計	141,555
」を「一件五万円未満の計	83,140
合計	141,240
」に、「一件五万円未満の計	94,385
合計	93,990
」を「一件五万円未満の計	93,990
合計	139,660
」に、「一件五万円未満の計	4,473,771
合計	135,723
」を「一件五万円未満の計	4,469,834
合計	
」に改める。	
〔自由民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項6を次のように改める。	
6　支部政党交付金による支出の内訳	
支部政党交付金	
経常経費	1,011,278
人件費	3,145,593,067
光熱水費	2,082,756,390
備品・消耗品費	57,050,884
事務所費	276,626,607
政治活動費	729,159,186
組織活動費	3,559,933,746
選挙関係費	483,027,167
機関紙誌の発行その他の事業費	1,878,572,585
機関紙誌の発行事業費	1,162,709,049
宣伝事業費	189,916,296
調査研究費	972,792,753
その他の経費	35,619,899
合計	5,046
	6,706,538,091
〔自由民主党〕政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）の項6を次のように改める。	
6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	
支部政党交付金	
経常経費	6,964,361,298
人件費	5,302,415,382
光熱水費	3,633,873,668
備品・消耗品費	57,050,884
事務所費	287,845,488
政治活動費	1,323,645,342
組織活動費	6,626,182,380
	811,558,070